

入札心得

(総則)

第1条 入札によるおかやまの森整備公社 J-クレジット（以下「公社 J-クレジット」という。）の購入に当たっては、おかやまの森整備公社 J-クレジット実施要綱、おかやまの森整備公社 J-クレジット入札募集要項、入札心得及び売買契約書案の記載事項を承知してください。

(入札手続書類)

第2条 入札手続に必要な書類（「入札参加資格審査申請書」及び「入札書」）は、公社ホームページからもダウンロードできます。

<http://okayamanomoriseibikousha.or.jp/jcredit/jcredit-nyusatsu>

(入札参加資格審査申請)

第3条 入札参加希望者は、毎年度初回入札参加時に、募集要項で指定した場所に、指定した期限までに、所定の様式による入札参加資格審査申請書を電子メールにより提出してください。

なお、申請は事業者ごとに1者とし、複数の申請書提出は認めない。

ただし、当該年度2回目以降の参加時に、申請内容に変更がある場合には、変更のあった以後の最初の入札参加時に申請書を提出するものとする。

2 入札参加資格審査申請書に記載する入札参加希望者は、登記事項証明書に記載されている本店に関して記入してください。

3 前項の入札参加資格審査申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などで日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）。

※当該書類については、開札日前40日以内に発行されたものとし、写しの提出も認めます。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、所定の期日までに、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社の指定する金融機関の保証を提供するとき

は、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第5条 入札参加者は所定の様式による入札書及び入札者情報連絡票を作成し、配達証明郵便等による郵送により、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 入札書に記載する購入量は、当該入札に係る販売量の全量を記載してください。当該入札に係る販売量全量を超える記載をした場合、又は一部の販売量を記載した場合の入札書は無効とします。

3 入札書には、住所、会社名称、役職、氏名を記載の上押印してください。

4 入札書に記載する入札者は、登記事項証明書に記載されている本店に関して記入するものとし代表者印あるいは公社J-クレジット販売契約権限者の役職印を押印してください。

5 入札書は封書の上、その封筒に「おかやまの森整備公社 J-クレジット販売入札書」を表記するとともに「自己の氏名」及び「入札番号」を記載してください。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、入札書の提出と同時に、委任状を入札執行者に提出することとなります。この場合の入札書は、入札参加者（委任者）と代理人の住所、会社名称、役職、氏名を併記し、押印して入札するものとします。（様式第6号その2）

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(入札に対する質問)

第8条 入札に対する質問は、電子メールで、入札参加資格審査申請受付開始日から別途定める期限までに提出してください。

2 質問に対する回答は、公社HPに掲載します。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を開札日前までに別紙様式第2-2号による入札辞退届を作成し、配達証明等による郵送（開札日の前日までに到達したものに限る）してください。

(無効入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加資格申請書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付が必要にもかかわらず納付をしない者のした入札
- (6) 1 人の入札者又はその代理人が同一事項について 2 件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が 2 人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 電報によってした入札
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (12) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (13) 次のいずれかの要件に該当するものとして岡山県警察本部（以下「県警本部」という。）から排除要請を受けた者のした入札（入札参加申込書の提出後、県警本部に対し、確認を行うことがあります。）
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - ④ ①から③までに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第11条 開札は、募集要項のスケジュールに記載した日時、場所で行います。

（落札者の決定）

第12条 有効な入札を行った者のうち、最も高額な購入単価を提示した者を落札者と決定します。

2 入札額が同額の場合はくじにより落札者を決定するものとし、くじの方法は、入札参加者が入札書に任意に記載するくじ番号（3桁）と、企業名称の五十音順（昇順）に並べた付番を使用して以下の手順で行います。

- (1) くじ対象者を企業名称の五十音順（昇順）に並べ、0 から順に付番する。
- (2) くじ対象者のくじ番号を全て加算する。
- (3) (2) の加算数字をくじ対象者の数で割る。
- (4) (3) の余りの数値と (1) で付番した数値が一致する者を落札者とする。

(入札保証金等の返還)

第13条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後に返還します。

2 落札者がいない場合は、入札保証金はすべて返還します。

(売買契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約担当者に提出しなければなりません。ただし、契約担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(入札保証金等の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(契約保証金等の帰属)

第18条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、公社に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第19条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。